

趣旨

ウェスレー財団は、“Be Empowered for Transformation; 私が変わる、世界を変える”のビジョンのもと、「女性のエンパワメント」「次世代の育成」「社会課題解決」を3つのミッションの柱として公益活動事業を行っています。

ウェスレー財団インターンシッププログラムは、国際社会で「共に生き仕えていく」次世代の人材育成を目的として、若い世代にキリスト教精神を基盤とした NGO・NPO 団体、施設、特別支援学校などでのインターンシップの機会を提供するプログラムです。

インターンシップの経験を通して、社会課題を学び、スキル習得だけではなく、より深く自分の賜物と適正を知ることにより、それらを用いて国際社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップを身につけることを目的としています。

1. 申請対象者

キリスト教精神を基盤とした団体、施設、特別支援学校等でのインターンを希望し、以下のすべてに該当する方

- ・ 日本に在住する 20 歳～35 歳までの方
- ・ 日本語でのコミュニケーションが可能な方（読む、書く、話す）
- ・ 社会課題解決に関心がある方
- ・ クリスチャンの方、あるいはキリスト教に深い理解がある方
- ・ 心身共に健康で、体力に自信がある方
- ・ 柔軟性と適応力があり、派遣された場所で目的意識をもって主体的に学ぶことができる方

2. 期間・待遇

① インターンシップ実施期間は 1 カ月以上、1 年未満です。

② 実費支給（交通費、ボランティア保険料など）

* 業務内容、時間、勤務日数等を、受入れ先との相談の上、手当を支給する可能性もあります。

3. 申請方法

申請受付期間

<随時受付中>

2021年度中にインターンを開始したい場合、申請受付は2022年1月31日までです。

2022年4月以降にインターンを開始したい方も、現在から申請していただけます。

* 受入れ先団体とのマッチングや審査等に時間を要する場合がございますので、余裕をもって早めにご申請ください。

申請手順

1. 申請フォームの送信

当財団ウェブサイトから申請フォームにアクセスし、必要事項を記入し送信してください。

2. 推薦書の送付

推薦書は、当財団ウェブサイトからダウンロードし、大学の先生や勤務先の上司等、本人を良く知る方（家族以外）が記入してください。

* 推薦書の提出先

servicework@wesley.or.jp ウェスレー財団 生原（はいばら）宛にお送りください。

メールでの提出が不可能な場合は、下記住所までご郵送ください。

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301

ウェスレー財団 インターンシッププログラム事業係行

* 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

* 審査の過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

4. 審査及び受け入れ先との面談

① 書類審査

当財団で申請内容を確認してご本人にマッチする受け入れ先があるかどうかを検討いたします。受け入れ先の候補が見つかった場合はご本人と相談の上、面談に進んでいただきます。

* 審査の結果、ご本人にマッチする受け入れ先をご紹介できない場合もございます。予めご了承ください。

② 面談（複数回の可能性あり）

面談は、申請者・当財団の担当スタッフ・受け入れ団体の三者間で実施します。可能であれば

対面で面談を行いますが、状況に応じてオンラインで行います。

5. 派遣決定～報告書提出までの流れ

インターン開始前

- ① 誓約書、同意書等手続き書類の提出
- ② オリエンテーション実施

インターン開始後

- ① 開始後1ヵ月ごとにレポートを提出
- ② 必要に応じてフォローアップミーティングを実施

インターン終了後

インターン終了日の翌月末（3月に終了した場合は4月5日）までに終了報告書をメール添付で提出

* 当財団のHPやSNS等で報告内容を掲載させていただきます。

6. インターン生の義務

インターンとして派遣される方は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① オリエンテーション、インターン生同士の報告会等、フェローシップの集まりに出席すること
- ② 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ③ 当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更が生じた場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
- ④ インターン期間中は、受け入れ団体の指示に従い、規則を守って主体的に活動に従事すること
- ⑤ インターンの活動についてSNSや記事に掲載する際には、当財団のインターンプログラムによって派遣されていることを明記すること
- ⑥ 当財団主催のイベントやセミナー等に積極的に参加すること
- ⑦ インターン終了後も当財団のネットワークに参加すること

7. 派遣の停止または取消し

派遣決定後でも、以下の場合には派遣及び派遣を停止、または本人に対して返還を求めることがあります。

- ・ 申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・ その他、当財団が不相当と認めたとき

また、派遣中に本人または受け入れ先で何か問題等が生じた場合には、三者間で協議をいたします。協議の結果、派遣を停止する可能性もあります。

8. その他注意事項

- ・ インターンシップは、受入れ団体での就職を約束するものではありません。あくまで、受入れ団体での社会奉仕の働きを学ぶ機会の提供が目的であることを予めご了承ください。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

servicework@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

* 審査結果の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上